

令和 9 年度
五霞町放課後児童クラブ
「ごかつ子クラブ」募集要項(入会のしおり)



五 霞 町

問い合わせ先 こども未来課 子育て支援係

☎ 0280-84-3618

はじめに

☆このしおりは、放課後児童クラブの入会手続き、利用方法、保護者負担金について記載しています。申込みの前によくお読みいただき、その後も保管してください。

☆放課後児童クラブへの入会は、ご家庭で十分に相談した上で申込みをお願いいたします。

☆事実と異なった内容の申込みをされた場合は、入会取消しとなりますのでご了承ください。

☆五霞町放課後児童クラブ「ごかつ子クラブ」は定員が80名です。

✦定員を超える入会希望があった場合は、低学年優先など審査を行い入会が決定されます。

✦入会できない場合には待機扱いとなりますので、ご容赦ください。

① 名 称 五霞町放課後児童クラブ「ごかつ子クラブ」

② 実施場所 五霞小学校低学年棟2階2教室

③ 所在地 五霞町元栗橋1072番地

④ 定 員 80名

Ⅰ. 放課後児童クラブとは

児童クラブは、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生（１～６年生）に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るところです。

【入会の対象となる児童】

次の①～③の全てに該当する児童が対象となります。

- ① 五霞小学校に就学している児童
- ② 別表に掲げる１～７のいずれかの事由により、学校の放課後、土曜日及び長期休みなど、保護者等の保育を受けることができない児童
- ③ 本募集要項(入会のしおり)記載事項を順守できること

別 表

事 由	内 容
１. 就労	月６４時間以上の就労かつ就労が終了する時刻が１５時３０分を超えていること又は児童の下校時刻から児童クラブ閉所時刻（１９時）までの間に１時間以上就労していること
２. 妊娠・出産	出産予定日の前８週間に当たる日の属する月の初日から出産予定日の後８週間に当たる日の属する月の末日まで ※育児休業期間中は、育児休業の取得が記入されている就労証明を提出することにより、放課後児童クラブが利用できます。
３. 疾病・負傷・障害	病気、負傷、障害等により、長期にわたり通院または入院していること
４. 親族の介護・看護	長期入院等、常時親族の介護・看護していること
５. 災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあたっていること
６. 就学	就労を目的とした職業訓練・専門学校等に通学していること
７. その他	上記に類する状態として町長が認める場合

2. 入会について

【入会の申し込み】

○申し込み期間

① 「年度当初から入会を希望される方」

令和 8 年 12 月 1 日(火)から令和 8 年 12 月 25 日(金)まで ※土・日・祝日を除く

② 「年度途中から入会を希望される方」

利用予定の前月の 15 日までに申し込みください。

※例：6 月から利用される場合：5/15 までに申し込み

③ 「長期休業日（春・夏・冬休み）のみ希望される方」

定員に空きがある場合のみの募集となります。

※詳しくはマチコミメールなどでお知らせします。

④ 「令和 9 年 4 月 1 日から学校開始日の春休み期間中のみ預け入れを希望される方」

① 「年度当初から入会を希望される方」と同様になります。

○受付場所・時間

五霞町役場 子ども未来課④窓口 8 時 30 分～17 時 15 分

【必要書類】

① 五霞町放課後児童クラブ入所申込書・・・児童 1 人につき 1 部

② 児童クラブ入所に関する同意書兼誓約書

③ 就労証明書 または 保育を必要とする事由の証明書（就労以外）

就労証明書に関する注意事項

✦父母それぞれの就労証明が必要となりますのでご注意ください。

✦自営業や農業、親族等が営んでいる事業所に勤務している方は、確定申告書の写しや給与支払いのわかるもの等を添付してください。

✦6 5 歳未満の祖父母が同一住所に住居している場合は、祖父母の就労証明書等も必要となります。

✦育児休業期間中は、育児休業の取得が記入されている就労証明を提出することにより放課後児童クラブが利用できます。

✦求職活動中の場合は、入会日より 90 日間限定で定員に空きがある場合のみ申し込みをすることが可能です。

保育を必要とする事由の証明書（就労以外）のに関する注意事項

✦下表１から６の保育を必要とする事由ごとに必要書類を提出してください。

保育を必要とする事由	必 要 書 類
1. 妊娠・出産	母子手帳の写し（出産予定日記載のページ）
2. 疾病・負傷・障害	診断書、障害者手帳の写し、その他病状が分かる書類
3. 親族の介護・看護	診断書、介護保険認定証の写し
4. 災害復旧	り災証明書の写し
5. 求職活動	ハローワークに登録している場合は登録証の写し
6. 就 学	在学証明書もしくは学生証の写し、就学時間の分かるもの（時間割等）

【入会審査】

児童クラブには受入可能人数に限りがあるため、児童の学年や保護者の就労状況等を総合的に判断し審査します。あらかじめご了承ください。

【保護者負担金】

児童クラブを利用していただくにあたり保護者負担金として以下の項目について負担していただきます。

① 保護者負担金

該当月	金 額	備 考
月額（８月以外）	6,000 円	きょうだいで入会する場合はそれぞれご負担いただきます。
8 月	11,000 円	

※五霞町放課後児童クラブ条例施行規則第 15 条第 2 項第 1 号又は第 2 号（生活保護または就学支援を受けている方）に該当する児童の保護者は保護者負担金の減免対象となりますので、こども未来課まで問合せください。

■支払方法

納付書を発行しますので利用月の前月末までに納付してください。

■注意事項

保護者負担金は出席の有無にかかわらず全額ご負担いただきます。日割り算定は行っておりませんので、1 日だけの利用でも 1 ケ月分をご負担いただきます。なお、引き続き、2 週間以上欠席の場合は、休会又は退会の届けが必用となりますのでこども未来課までご連絡ください。

※休会又は退会の届出がない場合は、負担金が発生しますので、必ずこども未来課までご連絡ください。

② 保険代

入会決定後にお知らせします。

■支払方法

入会決定後に児童クラブへ直接納付していただくことになります。

※保険に加入されない場合は児童クラブを利用できませんので、必ず利用前に保険代のお支払いをお願いします。なお、入会決定後、放課後児童クラブを利用しなかった場合でも保険代はかかりますのでご了承ください。

③ おやつ代

児童1人につき 月額 2,000 円

■支払方法

入会決定後に児童クラブへ直接納付していただくことになります。但し、児童クラブで用意するおやつがアレルギー等により希望しない場合は児童クラブまでご相談ください。

【開設日及び時間】

開 設 日	開設時間	備 考
平 日 (月曜日から金曜日まで)	授業終了後から19時まで	
学校休業日	7時30分から19時まで	夏休み、冬休み、春休み、創立記念日、県民の日及び学校行事振替日等
土 曜 日	7時30分から19時まで	事前の申込みがある場合のみ開所します

※開設時間外（延長預かり）の預かりは実施していません。

【閉 所 日】

① 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月4日まで）

② 学校閉鎖による休校日

✦自然災害(台風や雪)などにより閉所になる場合があります。

(例)五霞町に警報又は特別警報が発表されている場合

(例)児童引渡し(訓練含む)に該当する事象が発生した場合

✦感染症（インフルエンザ等）により閉所になる場合があります。

※上記に該当するような状況で閉所となる場合は五霞町ホームページ等でお知らせしますので各自ご確認ください。

【おやつ及び昼食の提供】

① おやつ・・・保護者よりおやつ代を負担していただき、児童クラブで提供いたします。
但し、アレルギー等がある場合は相談して下さい。

② お弁当・・・午前授業など学校給食がない日や学校休業日等は必要となります。
町ではお弁当の注文は行いませんので保護者等でご用意いただくか、放課後児童クラブへ相談してください。

【書類記入時の注意事項】

- ❖記入は、鉛筆・消せるボールペン以外でお願いします。
- ❖就労証明書は、勤務先で記入していただくようお願いします。
(自営業以外で本人が記入したものは不可)
- ❖年度当初から希望の方は、令和 9 年 4 月 1 日現在の状況を記入いただき、年度途中の申し込みの場合は、その時点での状況を記入してください。

【申し込みから入会までのスケジュール】

	4 月入会	年度途中(5 月以降)入会
申し込み期間	12 月 1 日～12 月 25 日	入会を希望する前月 15 日まで
決定時期	令和 8 年 1 月下旬	入会を希望する前月下旬
通知方法	郵送にて通知	郵送にて通知
入会の説明	令和 9 年 3 月上旬に入会説明会を開催(新規利用者対象)	随時行います

※入会は原則各月の 1 日付で行います。(月途中での入会をご希望の際はご相談ください。)

※年度途中のお申し込みは随時行っていますが、定員を超過している場合は、待機扱いとなる場合があります。

【申込内容に変更があったときは届け出が必要】

次のような場合は、申請中・入会中を問わず、必ずこども未来課に届け出てください。

- ❖居住地が変わるとき・・・転出・転居、1 ケ月以上の出国、帰国
 - ❖世帯状況が変わったとき・・・家族の死亡、保護者の結婚・離婚、祖父母等の同居など
 - ❖就労状況が変わったとき・・・転職・転勤、就労形態の変更など
 - ❖家庭で見る事が可能になったとき・・・退職、病気全快、その他
 - ❖入会期間の変更を希望するとき・・・通年利用から長期休業日のみ利用に変更など
- ※退会する月の月末までにこども未来課に退会届が提出されない場合は、翌月分の児童クラブ負担金をご負担いただきます。

3. 入会の決定について

(1)書類選考後、入会の決定等を書面にてお知らせします。

※受入可能人数を超えたときは入会できない場合があります。

4. 利用上のお願い

【保護者負担金の滞納が続いた場合】

やむを得ない事情以外の事由で滞納が続いた場合は、退会していただく場合があります。
なお、支払いが困難になる事情が発生した場合は、速やかにこども未来課にご相談ください。

【事故やケガをした場合】

児童クラブ活動中に事故やケガをされた場合、児童クラブで加入している保険で対応いたします。

✦状況によっては、早めのお迎えをお願いする場合があります。

✦発生状況によっては、保険対象外となる場合があります。

【特別支援が必要な児童の入会】

✦集団生活が可能であり現行の児童クラブの施設で対応が可能な場合は入会できます。

✦支援員は医療行為は行えません。

✦申請書に身障者手帳等の種類、支援学級入学の予定等を記入してください。

【その他利用に関する注意事項】

- ① 児童クラブは保護者又は保護者から指定を受けた方のお迎えが原則です。(学校休業日は送りも必要です) 延長預かりは行いませんので、お迎えの際は時間厳守をお願いします。
- ② 通年利用の方が優先となります。長期休業日のみ利用希望の場合は、定員に空きがある場合のみとなります。
- ③ 児童クラブの退会を希望する場合は児童クラブに伝えとともに、退会を予定する月末までに「五霞町放課後児童クラブ退会届出書」をこども未来課に提出してください。
- ④ 休みの連絡などは、直接児童クラブにご連絡ください。
- ⑤ 習い事などで放課後児童クラブを一端抜ける場合に、再度預けることはできません。
- ⑥ 児童クラブから直接塾等に通うことはできません。
- ⑦ 放課後児童クラブは学校と違い勉強を教える場ではありません。
- ⑧ 児童クラブのルールが守れない場合や放課後児童クラブの支援員の指導を聞かなかったり、他の児童に迷惑をかけたりして集団生活(保育)に不相当と認められる場合は退会していただくこともありますのでご注意ください。